

2026年7月1日版

d払い(タッチ) / d払い(バーチャルカード)ご利用特約 (Google Pay)

株式会社NTTドコモ・フィナンシャルグループ（以下「当社」といいます）は、この「d払い(タッチ)/ d払い(バーチャルカード)ご利用特約」（以下「本特約」といいます）を定め、当社が別に定める「d払いご利用規約」（以下「d払い規約」といいます）及び「d払い残高（現金バリュー）利用規約」（d払い規約と併せて、以下「d払い規約等」といいます）並びに本特約に従ってd払い(タッチ)及びd払い(バーチャルカード)（以下、総称して「本決済手段」といいます）を提供します。

第1条 （本特約の適用）

1. 本特約は、本決済手段の利用（当該利用に関する本サービスアプリ及びウォレットアプリの使用を含み、以下同じとします）に関する当社との間の一切の關係に適用されます。
2. 本決済手段の利用に関して本特約に定めのない事項は、d払い規約等に定める内容が適用されます。本特約及びd払い規約等の内容に同意いただけない場合、本決済手段を利用することはできません。
3. 本決済手段の利用に関して本特約の内容と d払い規約等の内容に矛盾がある場合は、本特約の内容が優先して適用されます。

第2条 （用語の定義）

本特約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。本条に定めのない用語の意味は、本特約の本文中又は d払い規約等に定めるとおりとします。なお、本特約における「本サービス」とは、d払い規約に基づき提供する「d払い」を指すものとし、d払い規約に定める「本サービス」と同義とします。

- (1) 利用契約：当社から本決済手段の提供を受けるために、お客さまが本特約に基づき当社との間で締結する契約をいいます。
- (2) 申込者：当社から本決済手段の提供を受けることを希望するお客さまをいいます。
- (3) ウォレットアプリ：Google が提供する、Google Pay を利用するためのアプリケーションソフトウェアをいいます。
- (4) Google：Google LLC 又はその関連会社をいいます。
- (5) Google Pay：Google とお客さまとの間の契約に基づき Google がお客さまに提供する、Google Pay 対応端末において非接触型 IC カードを用いた非接触型決済を行うことができるサービスをいいます。
- (6) d払い(タッチ)：d払い(タッチ) 加盟店において利用することができる、第3条第1項第1号に定める決済手段をいいます。
- (7) d払い(バーチャルカード)：d払い(バーチャルカード) 加盟店において利用する

ことができる、第3条第1項第2号に定める決済手段をいいます。

- (8) バーチャルカード：d払い(バーチャルカード)加盟店において決済手段としてd払い(バーチャルカード)をご利用いただくために当社が発行する、本サービスアプリ上にバーチャルカード情報を表示した電子的なプリペイドカードをいいます。
- (9) バーチャルカード情報：d払い(バーチャルカード)の利用に必要な初期設定を完了したお客さまごとに当社が発行する、バーチャルカードの番号、有効期限、セキュリティコード、名義人、その他当社がお客さまに付与する、d払い(バーチャルカード)の利用に必要な情報をいいます。バーチャルカード情報は、本サービスアプリからご確認いただけます。
- (10) d払い(タッチ)対応端末：本サービスアプリに対応し、非接触ICカードを搭載したAndroid端末であって、本サービスサイトに記載するものをいいます。
- (11) Visaプリカ：お客さまが、d払い(タッチ)加盟店又はd払い(バーチャルカード)加盟店(以下、総称して「本特約加盟店」といいます)との間の売買契約等において、本決済手段を利用してd払い商品等購入代金を支払う際に当社が発行する、電子マネー型プリペイドカードをいいます。
- (12) トークン情報：利用契約締結後にd払い(タッチ)対応端末ごとに発行される、d払い(タッチ)の利用に必要な情報をいいます。
- (13) d払い(タッチ)加盟店：d払い規約等に定めるもののうち、本特約上は、iDマークを掲げている店舗に限ります。
- (14) ドコモ：株式会社NTTドコモをいいます。

第3条 (本決済手段の内容等)

1. 本決済手段は、次の各号に掲げる機能を内容とし、その詳細は、本サービスサイト上に定めるとおりとします。なお、d払い(タッチ)対応端末の種別、ウォレットアプリのバージョン、お客さまの契約状態等によっては、利用できる機能に制限がある場合があります。

- (1) d払い(タッチ)

お客さまによるd払い(タッチ)加盟店との間の売買契約等におけるd払い商品等購入代金の決済手段であり、お客さまのd払い(タッチ)対応端末を当該d払い(タッチ)加盟店の決済端末にかざすことにより、当該d払い商品等購入代金を支払うことができる機能です。

- (2) d払い(バーチャルカード)

お客さまによるd払い(バーチャルカード)加盟店との間の売買契約等におけるd払い商品等購入代金の決済手段であり、バーチャルカード情報のうち必要な情報を当該d払い(バーチャルカード)加盟店のカード情報入力画面に入力していただくことにより、当該d払い商品等購入代金を支払うことができる機能です。

2. 本決済手段は、d払い(タッチ)加盟店における実店舗取引及びd払い(バーチャルカード)加盟店におけるインターネット取引において利用することができます。ただし、本特約加盟店であっても、会費や接続料等の反復継続的に料金が発生する加盟店、ガソリンスタンド、高速道路や一部のホテル等、一部の加盟店では本決済手段を利用できないことがあり、その詳細は、本サービスサイト上に定めるとおりとします。
3. 本決済手段において用いることができる支払方法は、お客さまと当社との間の契約状態に応じて、d払い規約の別紙に掲げるとおりとします。ただし、お客さまのご利用状況等により利用いただける上限金額が異なることがあります。上限金額の詳細は、d払い規約等、本サービスサイト上、又は本決済手段に対応する、当社のd払い商品等に関するインターネットウェブサイト上に定めるとおりとします。本決済手段のご利用前にご確認ください。
4. 本決済手段をご利用いただくためには、d払い(タッチ)対応端末に本サービスアプリをインストールし、次条に定める利用契約の締結のほか、利用に必要な初期設定を事前に行っていただく必要があります。d払い(タッチ)をご利用いただくためには、Google Payの利用登録及び初期設定を行っていただく必要があります。初期設定の手順及び本決済手段の利用方法については、本サービスサイト上に定めるとおりとします。なお、当該初期設定後に本サービスアプリをアンインストールされた場合には、本決済手段の一部の機能をご利用いただけなくなるため、アンインストールされないようご注意ください。
5. お客さまは、d払い(バーチャルカード)をご利用されない場合、お客さまご自身でd払い(バーチャルカード)をロックすることができます。d払い(バーチャルカード)がロックされている間は、d払い商品等購入代金の決済手段としてd払い(バーチャルカード)をご利用いただくことができないため、ご利用時にはロックを解除してください。なお、当社において、一定期間お客さまによるd払い(バーチャルカード)のご利用が確認できない場合その他不正利用対策のために当社が必要と認めた場合、当社がお客さまのd払い(バーチャルカード)をロックすることがあります。
6. 当社は本決済手段の機能の変更等を予告なく追加・変更することができるものとします。

第4条 (利用契約の成立)

1. 申込者は、本サービスアプリにおいて、d払い規約等、本特約及び本サービスアプリの使用にあたって適用される事項の内容に同意のうえ、利用契約の申込みを行うものとします。
2. 利用契約の申込みにあたって、申込者がd払い残高(現金バリュー)の利用登録を行っていない場合には、本特約への同意に先立って、当社が指定する方法による本人確認並びに当社が別途定める「d払い残高(現金バリュー)利用規約」への同意及びd払い残

高（現金バリュー）の利用登録を行う必要があります。

3. 申込者は、利用契約の申込みにあたって、前二項に定める事項の他、Google が別途定める利用条件に同意する必要があります。
4. 当社は、申込者に対し、利用契約の申込みの内容に関する事実を確認するための書類の提示又は提出を求める場合があります、この場合、申込者はこれに応じるものとします。
5. 当社は、d 払い規約等の利用条件に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実と反しているとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (2) 申込者が過去に d 払い規約等若しくは本特約の違反、不正利用等による利用契約の解除又は本サービスの停止等の措置を受けたことがあるとき。
 - (3) 申込者が d 払い規約等又は本特約に定める義務を遵守しないおそれがあるとき。
 - (4) 申込者が Google の別途定める利用条件に合致しないとき、又はそのおそれがあるとき。
6. 利用契約は、当社が第 1 項に基づく申込みを承諾し、その申込手続が完了した旨を申込画面を通じて申込者に通知した時点で当該申込者と当社との間において成立するものとし、解除等により終了しない限り、第 10 条に定める有効期限を迎えるまでの間有効に存続します。

第5条 （課金及び支払い）

1. 本決済手段の利用による d 払い商品等購入代金の課金方法は、d 払い規約の別紙に掲げるとおりとします。
2. 本決済手段を利用する場合の d 払い商品等購入代金のお支払及び本決済手段の支払方法による支払との関係は、次の各号のとおりです。なお、お客さまは、本決済手段の利用により、d 払い商品等購入代金等の決済情報が、Visa プリカを提供する Visa Inc. に対して提供されることについて同意いただくものとします。
 - (1) 本特約加盟店との間の売買契約等において、本決済手段を利用して d 払い商品等購入代金をお支払いいただく場合には、当該売買契約等の成立後、当社が d 払い商品等購入代金及び事務処理手数料（第 9 条に定めるものをいい、以下同じとします）に係る金額（d ポイント利用により d ポイント等を消費する場合は、当該 d ポイント等の数に基づき換算された金額とし、以下同じとします）を Visa プリカに即時チャージした上、当該 Visa プリカにチャージされた金額と同額を本特約加盟店に対して立替払いを行うとともに Visa プリカの残高から当該チャージ金額を減算して d 払い商品等購入代金の決済を行い、お客さまは、当該チャージ金額と同額を、本決済手段の支払方法として設定している方法により当社に対して支払うものとします。お客さまは、当社に対して当

該立替払いを委託するものとします。

(2)当社との売買契約等において、本決済手段を利用してd払い商品等購入代金をお支払いいただく場合には、当社がd払い商品等購入代金及び事務処理手数料に係る金額をVisaプリカに即時チャージした上、Visaプリカの残高から当該金額を減算してd払い商品等購入代金の決済を行い、お客さまは、当該Visaプリカにチャージされた金額と同額を、お客さまが本決済手段の支払方法として設定している方法により当社に対して支払うものとします。

3. 前項各号に基づきVisaプリカにチャージされた金額は、d払い商品等購入代金及び事務処理手数料に充てられることにより即時に減算され、残存することなく消滅します。
4. お客さまが本決済手段の支払方法として設定している方法が電話料金合算払いからの支払いである場合、第2項にかかわらず、Visaプリカにチャージされた金額と同額(d払い商品等購入代金及び事務処理手数料に係る金額と同額とし、以下本項において同じとします)を、電話料金合算払いを提供するドコモから当社に対して立替払いを行います。お客さまは、ドコモに対して当該立替払いについて委託し、Visaプリカにチャージされた金額と同額を、お客さまが通信料等の支払方法として設定している方法によりドコモに対して支払うものとします。ドコモは、当該立替払いによって取得した債権について、契約約款に定める請求事業者(以下「請求事業者」といいます)に対して譲渡することができるものとし、当該譲渡を行った場合、お客さまは、請求事業者からの請求に応じて支払うものとします。
5. 本決済手段を利用して本特約加盟店に支払われたd払い商品等購入代金と後日本特約加盟店から当社に通知されるd払い商品等購入代金に差異がある場合、当社は、本特約加盟店から通知された当該d払い商品等購入代金を正しいものとして取り扱うこととし、お客さまが支払われた金額に不足がある場合は、当該d払い商品等購入代金の不足額を、当社指定の方式で当社に対して支払うものとします(お客さまが支払われた金額が当該d払い商品等購入代金より多い場合は、当社指定の方式でお客さまに返金するものとします)。お客さまが当社に対し当該d払い商品等購入代金の不足額をお支払いいただけない場合、本サービスの利用を停止することがあります。

第6条 (売買契約等の解除等)

1. お客さまが本特約加盟店との間の売買契約等の解除・取消し等をする場合のd払い商品等購入代金の返還については、当社が別途指定する支払方法により行うものとします。
2. 当社が、前項に基づき返還処理(本項においては、解除・取消し等がなされた取引のd払い商品等購入代金の金額をd払い残高の残高にお戻しする処理をいいます)を行うに際して、d払い商品等購入代金の金額を超えて、過剰にd払い残高の残高の加算を行うことがあります。この場合において、お客さまは、過剰に加算された金額については、

返還処理がなされた日から最大 60 日以内に自動的に d 払い残高の残高から差し引かれることにより、当社にお支払いいただきます。仮に、d 払い残高の残高不足等によりこのお支払がなされない場合には、当社は、本サービスの利用を停止することがあります。

第7条 (バーチャルカード情報等)

1. 当社は、利用契約の締結及び第 3 条第 4 項に定める初期設定が完了した場合、お客さまに対して本決済手段を利用するために必要なトークン情報及びバーチャルカード情報を発行します。なお、トークン情報は d 払い (タッチ) をご利用の場合にのみ、バーチャルカード情報は d 払い (バーチャルカード) をご利用の場合にのみ、それぞれ必要になります。
2. お客さまは、トークン情報が発行された d 払い (タッチ) 対応端末及びバーチャルカード情報その他のお客さまに関する情報等 (以下総称して「バーチャルカード情報等」といい、お客さま自らが設定又は変更した認証パスワード等も含まれるものとし、以下同じとします) を自らの責任において厳重に管理するものとし、第三者に譲渡、貸与、質入、その他利用させてはならないものとし、
3. 当社は、トークン情報が発行された d 払い (タッチ) 対応端末が使用され、又はバーチャルカード情報等が入力されたうえで本決済手段が利用された場合は、全てお客さま自身により入力されたものとみなします。d 払い (タッチ) 対応端末又はバーチャルカード情報等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任はお客さまが負うものとし、当社は、当社に故意又は過失がある場合を除き、当該損害につき責任を負いません。

第8条 (不正利用発生時の届出)

利用端末の紛失又は盗難、トークン情報等の盗取又は詐取その他の事由により利用端末又はトークン情報等が本決済手段を通じて第三者に不正に利用される可能性が生じた場合又は不正に利用されたことを知った場合 (第三者がお客さまになりすまして当該お客さま名義の d アカウントを開設し、本決済手段が不正に利用される可能性が生じた場合又は不正に利用されることを知った場合を含みます)、d 払い規約に定める方法に従い、直ちに当社にその旨を届け出るものとします。

第9条 (海外利用代金の決済レート等)

1. お客さまは、お客さまが外貨建てで d 払い (バーチャルカード) を利用した場合、d 払い商品等購入代金について外国通貨から日本円に換算した金額により支払うものとします。この場合、外国通貨から日本円への換算には、当社と Visa Inc. が指定した交換レートが適用されるものとします。
2. お客さまは、前項に基づく通貨の換算処理が行われる場合、d 払い商品等購入代金に加

えて、本サービスサイト上で当社が指定する事務処理手数料を当社に支払うものとします。

第10条 （本決済手段の有効期限）

本決済手段が利用できる有効期限は、当社が指定する日までとします。有効期限は、本サービスアプリにおいてご確認ください。有効期限を迎えた後も本決済手段を利用するには、本サービスアプリにおいて第3条第4項に定める初期設定を再度行っていただく必要があります。

第11条 （お客さまの希望による利用契約の解除）

お客さまは、利用契約の解除を希望する場合は、お客さま自身で本サービスアプリ上から本決済手段を解約していただく必要があります。詳しい解約方法については、本サービスサイトに定めるとおりとします。

第12条 （当社が行う利用契約の解除）

当社は、第10条に定める有効期限にかかわらず、d払い規約に定める本サービスの停止事由に該当する場合のほか、お客さまによるd払い規約等若しくは本特約の違反の場合又は一定期間お客さまによる本決済手段の利用が全くない場合、その他相当の理由があると判断した場合には、利用契約を解除することができるものとします。この場合、当社は当該お客さまに対し、利用契約の解除について、相当の期間を定めて事前に告知するものとします。

第13条 （Google Pay サービスに関する免責事項）

お客さまは、次の各号に定める場合又はその他の理由によりGoogle Payの全部又は一部を利用できない場合であっても、当社の故意又は過失による場合を除き、当社が責任を負わないことにつき、予め承諾するものとします。

- (1) d払い(タッチ)対応端末等の仕様や品質、その他GoogleがGoogle Payに関連して提供する技術に関する障害等による場合
- (2) Googleによりd払い(タッチ)対応端末の種類が変更される等、Googleによる仕様変更がなされた場合
- (3) d払い(タッチ)加盟店の端末機若しくはシステムの故障等又はd払い(タッチ)対応端末との通信状態の不具合等の場合

附則（2024年1月29日）

本特約は、2024年1月29日から実施します。

附則（2024年3月29日）

この改正特約は、2024年3月29日から実施します。

附則（2026年1月20日）

この改正特約は、2026年2月20日から実施します。

附則（2026年5月8日）

1. この改正特約は、2026年7月1日から実施します。
2. 2026年7月1日をもって、会社分割による承継により、本特約に定める機能の提供主体はドコモから当社に変更し、利用契約上の地位はドコモから当社に対して移転いたします。